



暮らしの判例



国民生活センター 消費者判例情報評価委員会

消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します

海外ブックメーカーの賭けに関連するコンサルティングや情報配信サービス等が違法とされた事例

ブックメーカーにおいてサッカー等の試合の勝敗等に金銭を賭けることは賭博であり、公序良俗に違反する。海外のブックメーカーにおける賭けが海外において適法であっても、日本法人であるAが国内においてXらに対して賭博に関するコンサルティングや情報の配信等、賭博に密接に関連する行為を行って対価を得ることも公序良俗に違反するとし、Yが、Xらに対し、そのような契約を勧誘し契約を締結させた行為は、不法行為法上も違法である、などとしてXらの損害

賠償請求を認容した事例である(東京地方裁判所令和3年12月16日判決、LEX/DB)。

原告：X1(消費者)、X2(同。X1の兄弟)
被告：Y(Aの業務執行社員で、代表社員)
関係者：A(合同会社)

事案の概要

1 X1の契約等

X1は、Yから勧誘を受け、2017年5月から6月にかけて、Aと次の契約①から③の3種類の契約を締結して代金を支払うとともに、それとは別にYに競艇案件の送金をした。

SBIC 契約(契約①)

この契約は、Aが契約者に対し、ブックメーカー^{*1}における賭けの手法等に関するコンサルティングを行うこと等を内容としている。具体的には、Aが契約者に対し、サッカーの試合が行われている最中に、ブックメーカーにおける賭けについて、的中しやすい試合の探し方、賭け方、タイミング等を助言するものである。契約①の広告では「最大月利50%を安定的に稼げる」との文言がある。X1はこの広告で勧誘を受け、契約①を締結して合計約97万円をAに支払った。

PBC 契約(契約②)

この契約は、Aが契約者に対し、サッカーの試

合の勝敗予想に係る情報を事前にメール等で配信するというものである。広告では、「世界中から集められた精査された情報で平均月利30%達成している予想配信サービス」とされており、X1は契約②も締結し、Aに対し、代金として合計約49万円を支払った。

FX(外国為替証拠金取引)自動売買ソフトの売買契約(契約③)

X1がAからFX自動売買ソフトを購入するもので、代金約76万円を支払った。

その他(競艇案件)

X1は、Yから競艇を使った短期投資案件があり、1カ月で15%の配当が見込めると勧誘を受け、同案件の資金としてY名義の銀行口座に100万円を振込送金をした。

2 X2の契約

X2は、X1の紹介によりYの勧誘を受け、2017年7月頃AとPBC 契約(X1の契約②と同じ)を締結して、54万円をAに支払った。

3 X1、X2の請求

*1 主に海外の賭け屋

X1は、Yの勧誘は契約①②については賭博にかかわる勧誘で違法であり、同じく③についてはYの仕入れ価格を偽っており、競艇案件については虚偽の勧誘であって、いずれも違法であると主張し、またX2も自身の契約につきX1と同様の主張をした。そして、X1は、①から③について民法719条1項前段(Aとの共同不法行為)又は会社法597条に基づき、競艇案件については民法709条に基づいて、損害賠償を求めて提訴した。損害額は、X1については、契約①から契約③により支払った合計額、競艇案件のために支払った100万円、購入したソフトでFX取引をしたことで生じた損失約214万円、慰謝料10万円、弁護士費用の合計約600万円であり、X2については契約代金に弁護士費用を加えた約59万円である。

4 Yの主張

Yは勧誘内容とその違法性を争うとともに、①についてはブックメーカーの事業は海外では適法であり日本で個人が利用することは違法ではないので、そのコンサルティングを内容とする契約も違法でないなどと主張した。



理由

1 概要

本判決は、X1の請求のうちFX自動売買ソフトの売買契約・FX取引による損失等、競艇案件に関しては請求を認めなかったが、SBIC契約(契約①)とPBC契約(契約②)については次のように判示して支払代金の損害を過失相殺せずに認め(慰謝料は否定)、弁護士費用と合わせて約161万円を認容し、X2の請求については全額を認容した。

2 SBIC契約(契約①)の勧誘等の違法性

SBIC契約の主要な内容は、ブックメーカーのサッカーライブベットのコンサルティングを行うというものである。ブックメーカーにおいて

サッカーの試合の勝敗等に金銭を賭けることは、賭博にほかならず、公序良俗に反するものである。そして、SBIC契約は、Aがそのような賭博のためのコンサルティングを行い、その対価を得るというものであるが、このような行為も賭博を目的とするものであり、賭博に密接に関連する行為として、公序良俗に反するものというべきである。

海外においては、サッカーの試合の勝敗等に関する賭博に関するブックメーカーの事業が適法な場合があり、SBIC契約におけるコンサルティングも、このように海外では適法なブックメーカーにおける賭けに関するものであったことがうかがわれるが、Aによるコンサルティングは、日本国内において、日本法人であるAが日本人であるXらに対して行っていたものであることが認められ、このように国内において行われた賭博に密接に関連する行為について、公序良俗に反しないと解すべき根拠は見当たらない。そして、SBIC契約について、違法性阻却事由が存在することについての主張立証はない。

以上のとおり、SBIC契約は公序良俗に反するものというべきであるから、SBIC契約を勧誘し契約を締結させた行為は不法行為法上も違法というべきであり、Y及びAには、Xらに対する共同不法行為が成立する。

3 PBC契約の勧誘等の違法性

PBC契約の内容は、Aにおいて賭博のための情報を事前にメール等で配信してその対価を得るというものであり、このような行為も賭博を目的とするものであり、賭博に密接に関連する行為として公序良俗に反するものというべきであるとして、SBIC契約の場合と同様の理由で違法とした。

4 過失相殺

契約が公序良俗違反であることに照らすと、Yが得た利益はその全額を返還すべきであるから過失相殺は相当でない。

 解説

1 はじめに

本判決は、FX自動売買ソフトと競艇案件についてはX1の請求を認めなかった。しかし、これは、FX自動売買ソフトについてのX1の請求が仕入れ価格を偽ったこと等を根拠とするものであったことによる。多くの事案は、確実に利益が得られる等の広告・勧誘の違法性や商品が役に立たず価値がないこと等を理由としていて、本件とは論点が異なる。また、競艇事案についても事実関係による。

そこで、ここでは、近時問題になっている海外ブックメーカーや海外オンラインカジノの利用に関連する勧誘の違法性の論点を取り上げて、解説する。

2 海外では適法とされる賭けを日本国内から行う場合

蔓延するオンラインカジノ

本件事案は、賭けそのものではなく、賭けに関連するコンサルティング等の契約である。Yは、海外のブックメーカーやカジノで当該国の法律では適法なのでそれを利用する行為は違法でないし、そのコンサルティングを内容とする契約も違法でないと争った。

本件に限らず、海外オンラインカジノが当地では適法とされる場合に、日本国内からオンラインで賭けると賭博罪が成立するのかが議論されている。刑法185条は、賭博をした者に対し50万円以下の罰金を定めている。常習として賭博をした場合は3年以下の懲役となる(同法186条1項)。日本の刑法は日本国内で犯罪があれば適用されるので、日本から海外オンラインカジノで賭けることについて賭博罪が成立するのは当然ともいえる。ところが、ネット上には「海外で適法なので、日本でやっても違法ではない」などといった情報や広告が流れている。実質論としては、海外に行ってやれば合法なのだし、

オンラインで国内から参加した場合であっても、賭博行為が行われているのは海外であるのに日本の国内参加者だけ処罰されるというのはおかしい、などというものである。実際、摘発例もごく少数であるということもあり、オンラインカジノの利用者が増えてきている(一部報道によると、海外の企業が日本で上げたベッティングの収益は2021年の時点で1兆7000億円という推計が紹介されている)。そうしたなかで、山口県阿武町が新型コロナ対策の臨時特別給付金4630万円を1人の町民に誤振り込みをしたところ、当該の人物は振り込まれた資金をオンラインカジノに使ったと説明していることが明るみに出るなど、オンラインカジノの利用が予想外に蔓延していることが顕在化した。

オンラインカジノの違法性

オンラインカジノの問題については、かねてから質問主意書に対する内閣総理大臣の答弁書というかたちで取り上げられてきた。しかし、阿武町の事件を契機に2022年6月1日の衆議院予算委員会の質疑において、岸田総理大臣が、オンラインカジノを利用して国内で賭博行為の一部が行われている場合、刑法上賭博罪が成立することがあると答弁をしている。また、警察庁・消費者庁も賭博罪が成立するとの注意喚起を行っている。こうしたことから、政府の見解は明確である。

本件事案は、海外ブックメーカーのサッカーライブベット等への賭けそのものではなく、そうしたものに関するコンサルティングを行うという契約である。本判決は、まず、ブックメーカーにおいてサッカーの試合の勝敗等に金銭を賭けることは賭博にほかならず、公序良俗に違反するとしている。次に、Aにおいてそのような賭博のためのコンサルティングを行い、その対価を得るものであるが、そのような行為も賭博を目的とするものであり、賭博に密接に関連する行為として公序良俗に違反するものという

べきであるとしている。

XらのYに対する損害賠償請求については、そのような契約を締結させた行為も違法であるとして、AとYとの共同不法行為責任を認めた。

そして契約①及び契約②は公序良俗に違反するものであることに照らすと、Yが得た対価はその全額を返還すべきであるとして、Yの過失相殺の主張を認めず、契約①及び②についての支払額全額と弁護士費用(約1割相当額)を認容した。

3 隙間事案の投資取引と賭博罪

投資取引は多様化しているが、なかには直接適用する取締法規がない取引類型もある。そうした場合、その取引を根拠づける法律がないわけなので、その取引が賭博に当たるといえば、違法性阻却事由がないので、当該取引の勧誘や契約の違法性が基礎づけられる。この考え方によって被害者から業者への損害賠償請求をした先駆的な例としては、FX取引被害があり、損害賠償請求を認容した多数の判決がある。2005年、金融先物取引法による法規制がなされるまで、この取引については直接的な行政規制が存在しなかった。そこで、この取引の構造が賭博に過ぎず違法であることを根拠として損害賠償請求を認めたという経緯である。

その後、「ロコ・ロンドン貴金属取引」被害事案でも活用された。この取引の概要は、業者が提示する「ロンドン渡しの金現物価格(ロコ・ロンドン金価格)」と「ドル円為替変動」を差金決済指標とする差金決済取引(証拠金取引)ということができる。こうした取引が、日本において賭博に該当することが明らかであるし、違法性阻却事由もないので、勧誘や契約等も違法であるとされ、損害賠償請求が認められている(その例として**参考判例①**)。

さらに、CO₂排出権取引の類型がある。この取引は、CO₂排出権の売買を証拠金取引によっ

て行うもので、デリバティブ取引の一種である。ところが、日本ではデリバティブ取引を金融商品取引法と商品先物取引法で規制しているところ、どちらの法律も適用対象を政令指定としており、どちらの法律でもCO₂排出権を指定していない。逆に言えば、この取引の適法性を根拠づける法律もない。そこで、この取引への投資が賭博となることから、そのことを違法として損害賠償請求をして認められている(その例として**参考判例②**)。

本判決は、賭博取引そのものではないが、そのコンサルティングや勝敗予想の情報提供を内容としていて、賭博に密接に関連する行為であり公序良俗に反しないと解すべき根拠はなく、不法行為法上も違法であるとして、YとAとの共同不法行為を認めたということで、貴重な先例である。

4 オンラインカジノの連鎖販売取引

オンラインカジノについては、マルチ取引による被害も生じている。オンラインカジノの利用者を獲得するか又は宣伝する者を紹介すると報酬が得られるとする連鎖販売取引業の統括者らに対し、消費者庁が2021年6月23日付で15カ月の取引等停止命令・業務禁止命令を出した事案がある^{*2}。その理由には、勧誘に際して「オンラインカジノは日本の法律に触れない」などと告げたことが不実告知に当たるという点が挙げられている。

参考判例

- ①東京高等裁判所平成20年10月30日判決(『消費者法ニュース』78号210ページ)
- ②東京地方裁判所平成26年12月4日判決(『消費者法ニュース』103号292ページ)

*2 消費者庁ウェブサイト「連鎖販売業者2名に対する行政処分について」